

相続・遺言 無料相談ご予約受付中

このようなお客様は、ぜひご相談ください

- ☑ まだ名義変更していない空家・山林・畑・田の処分にこまっているお客様
- ☑ 銀行預金が凍結してしまっていて引き出せないお客様
- ☑ 借金があるため、遺産を引き継ぎたくないお客様
- ☑ 夫の前妻に子どもがいる場合などの解決方法にお困りのお客様
- ☑ 相続人に疎遠なひとがいる場合など、サポートが必要なお客様

ほか、専門家に相続や遺言に関するご相談をしたいお客様

相続の流れ

①相続の開始（被相続人の死亡）

全ての見積書を手続き前に提出します。

②相続人 相続財産（負債）の調査・確認



かかるご費用は事前にお見積りいたします。

③相続放棄 限定承認の申立て

相続は決められた期間中に進める必要があります。

④遺産分割協議書の作成

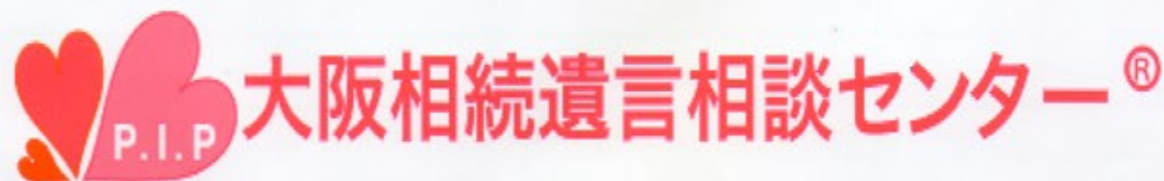
②④は行政書士
③および⑤のうちの不動産名義変更は司法書士がサポートします。

⑤財産の名義変更など

相続手続きを進める中で紛争になった場合は協力先弁護士
相続税が発生した場合は協力先税理士をご紹介します。

すべてをお任せくださいませ。


ご葬儀後の手続一覧表



運営：P.I.P総合事務所行政書士事務所

さあ一緒に はなしを

TEL 0120-31-8740

 大阪相続遺言相談センター®

 0120-31-8740



ご葬儀後の手続一覧表

ご葬儀後には、行わなければならない手続きがたくさんあります。それらの手続きを一覧にし、必要書類をわかりやすく記載しております。
※手続きに必要な書類は市区町村、金融機関によって多少異なる場合があります。

	チェック □	手続き	申請期限 (時効)	窓口	印 鑑	印鑑証明書	住民票	戸籍謄本	除籍謄本	死亡 診断書	死亡者の 年金手帳	保険証書	その他
国民年金		遺族基礎年金	5年以内	市区町村	○		○世帯全員の写し	○		○	○		通帳（振込先金融機関名と口座番号がわかるもの） 死亡者と請求者や加算対象者の所得が確認できるもの ※年金受給中の方の死亡の場合は、年金の停止と未支給年金の請求手続きが必要です。
		寡婦年金	5年以内	市区町村	○		○世帯全員の写し	○			○		
		死亡一時金	2年以内	市区町村	○		○世帯全員の写し	○			○		
厚生年金		遺族厚生年金	5年以内	年金事務所	○		○世帯全員の写し	○		○	○		
共済年金		遺族共済年金	5年以内	所属の共済組合	○		○世帯全員の写し	○		○	○		通帳（振込先金融機関名と口座番号がわかるもの）
国民健康保険		葬祭費	2年以内	市区町村	○							○	埋火葬許可証 各市町村によって異なります。
健康保険 (社会保険)		埋葬料	2年以内	勤務先 全国健康保険協会	○		○			○			事業主の証明
		家族埋葬料			○				○				
労災保険		葬祭料	2年以内	勤務先	○		○	○		○			業務上の事故・傷病で死亡したとき
		遺族補償給付	5年以内	勤務先	○		○	○		○			
生命保険		保険金	3年以内	保険会社	○	○保険金受取人	△被保険者	○保険金受取人	△被保険者	○		○	△いずれか（死亡の事実記載のあるもの） その他の書類は事実によって異なります。
簡易保険（かんぽ）		保険金	5年以内	郵便局	○		△被保険者	○保険金受取人	△被保険者	○		○	
電話 インターネット		名義変更 契約者変更	すみやかに	NTTなどの プロバイダー	○	○		○	○被相続人				電話加入権承継届
電気・ガス・水道		名義変更	すみやかに	各会社・水道局	○								各会社・水道局へ申し出後、必要な手続きを確認
医療費控除による 税金の還付手続き		医療費控除	5年以内	所轄の税務署	○							○	その年の源泉徴収書・支出を証明する領収書（給与所得がある場合）
生命保険付 住宅ローン		保険金	金融機関により 異なります	金融機関	○		△被保険者		△被保険者	○			△いずれか（死亡の事実記載のあるもの） その他の書類は金融機関によって異なります。
借地・借家		名義変更		地主・家主	○								地主・家主へ申し出後、必要な手続きを確認
自動車		名義変更	すみやかに	陸運局	○	○	○	○相続人	○被相続人				移転登録申請書、自動車検査証、自動車検査記入申請書、遺産 分割協議書、自動車損害賠償責任保険証明書（提示）
銀行預金 郵便貯金		名義変更	すみやかに	各銀行 郵便局	○	○相続人全員		○相続人	○被相続人				依頼書・遺産分割協議書・遺言書・通帳・キャッシュ カード 各金融機関によって異なります。
不動産		名義変更	すみやかに	法務局	○	○相続人全員	○	○相続人	○被相続人				遺産分割協議書、評価証明書 事案によって異なります。
相続放棄			3ヶ月以内	家庭裁判所	○		○被相続人	○相続人	○被相続人				予納郵券（切手）
遺言書の検認			すみやかに	家庭裁判所	○			○相続人	○被相続人				予納郵券（切手）、遺言書の原物
株券（株式） 社債・国債		名義変更	すみやかに	証券会社	○	○相続人全員		○相続人	○被相続人			○	名義書換請求書（株券・社債・国債等） 各証券会社・信託銀行によって異なります。
所得税の 準確定申告			4ヶ月以内	所轄の税務署									事業の種類によって異なります。
相続税の申告			10ヶ月以内	所轄の税務署		○		○相続人				○	相続財産の種類によって異なります。
会社役員の死亡		役員の変更登記	2週間以内	会社 法務局	○	△							会社の機関設計により異なります。
営業許可申請		営業継承 または免許申請	業種により 異なります	業種により 窓口が異なります	○								事業の種類によって異なります。



大阪相続遺言相談センター®



0120-31-8740

色の付いた部分の手続きは複雑なため、一度専門家にご相談ください。

詳しくは
裏面へ